第四十条の五第一項各号中「五十平方メートル」を「四十平方メートル」に改め、同条第三項中「されたもの」の下に「又は確認を受けたもの」を加え、同条第四項第八号中「第四十条の四の二第七項」を「第四十条の四の二第八項」に改め、同条第五項第二号イ及びロ中「五十平方メートル」を「四十平方メートル」に改め、同条第七項中「されたもの」の下に「又は確認を受けたもの」を加える。

第四十条の十二中「附則第七条」を「附則第九条」に改める。

第四十条の二十四第一項第一号中「）の」を「）及び都市計画法第十二条の五第二項第一号ロに掲げる施設の用に供されている土地等の」に改め、同条第二項中「地区施設道路」の下に「及び同号ロに掲げるもの」を加える。

第四十二条の三第二項及び第三項中「第七十六条第一項」を「第七十六条第一項ただし書」に改め、同項第一号中「同項第十六号」を「同項第十九号」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　法第七十六条第三項ただし書に規定する政令で定める部分は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める価額に対応する部分とする。

一　マンションの建替え等の円滑化に関する法律第百九十一条第一項第二号に規定する除却敷地持分を与えられることとなる者　当該者に係る同項第四号の除却敷地持分の価額から同項第三号の分割実施敷地持分の価額を控除した残額

二　マンションの建替え等の円滑化に関する法律第百九十一条第一項第五号に規定する非除却敷地持分等を与えられることとなる者　当該者に係る同項第七号の非除却敷地持分等の価額から同項第六号の分割実施敷地持分の価額を控除した残額

第四十二条の六第一項中「第二条第十一項」を「第二条第十七項」に改め、同条第二項中「計画（同項の」を削り、「又は認定特別事業再編計画」を「（同項に規定する認定事業再編計画」に改め、「いう。）」の下に「又は一の認定事業基盤強化計画（造船法（昭和二十五年法律第百二十九号）第十五条の規定の適用に係る同法第十二条第二項に規定する認定事業基盤強化計画をいう。）」を加える。

第四十三条の三第一項第二号中「次号イ及び第六項第三号」を「以下この条」に、「同条第一項第三号」を「同項第三号」に改め、同条第三項第一号中「限る。」の下に「次号イ及び」を加え、「図書館」を「保育所、図書館」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　次に掲げる建築物の用途の区分に応じ、それぞれ次に定める要件を満たすこと。

イ　住宅（高齢者の居住の安定確保に関する法律第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅を除く。）、駐車場又は倉庫　当該建築物の階数が五以上又は延べ面積が二千平方メートル以上であること。

ロ　前号本文に規定する建築物の用途のうちイに掲げる用途以外の用途　次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1)　イに定める要件

(2)　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める要件

(i)　当該建築物の新築等をした場合　当該建築物に係る建築面積が百五十平方メートル以上であること及び当該建築物の新築等に要した費用の額を当該建築物の延べ面積で除して計算した一平方メートル当たりの金額が二十五万円以上であること。

(ii)　当該建築物の法第八十三条の三第一項第三号に規定する特定増築等をした場合　当該建築物に係る建築面積が百五十平方メートル以上であること。

第四十三条の三第七項中「図書館」を「保育所、図書館」に改める。

第四十四条の二第一項中「相続による土地の」を「法第八十四条の二の三第二項に規定する所有権の保存の登記又は」に改める。

第四十六条の八の五の次に次の一条を加える。

（電磁的記録に記録された事項に係る事実に基づく税額等）

第四十六条の八の五の二　消費税法施行令第七十一条の二第二項の規定は法第八十七条の六第十一項において準用する消費税法第五十九条の二第一項に規定する電磁的記録に記録された事項に係る事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額について、同令第七十一条の二第三項の規定は法第八十七条の六第十一項において準用する消費税法第五十九条の二第一項の規定の適用がある場合について、それぞれ準用する。この場合において、同令第七十一条の二第三項中「消費税法」とあるのは、「租税特別措置法第八十七条の六第十一項において準用する消費税法」と読み替えるものとする。

2　前項に定めるもののほか、法第八十七条の六第十一項の規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

第四十八条の七第三項第二号中「電気事業法」の下に「（昭和三十九年法律第百七十号）」を加える。

第五十一条の二を次のように改める。

（免税対象車等の範囲）

第五十一条の二　法第九十条の十一第一項に規定する政令で定める検査自動車は、次に掲げる自動車とする。

一　次に掲げる揮発油自動車（法第九十条の十二第一項第四号に規定する揮発油自動車をいう。）

イ　乗用自動車（法第九十条の十第一項に規定する乗用自動車をいう。ロにおいて同じ。）（令和二年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1)　平成十七年揮発油軽中量車基準（法第九十条の十二第一項第四号ロ(1)(ii)に規定する平成十七年揮発油軽中量車基準をいう。以下この号において同じ。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2)　エネルギー消費効率（法第九十条の十二第一項第四号イ(2)に規定するエネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。）が令和二年度基準エネルギー消費効率（同号イ(2)に規定する令和二年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。）以上であること。

ロ　乗用自動車（平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1)　平成十七年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2)　エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること。

ハ　車両総重量（法第九十条の十第一項に規定する車両総重量をいう。以下この条において同じ。）が二・五トン以下の貨物自動車（法第九十条の十二第一項第四号ニに規定する貨物自動車をいう。第三号において同じ。）（平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1)　平成十七年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2)　エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十二を乗じて得た数値以上であること。

二　石油ガス自動車（法第九十条の十二第一項第五号に規定する石油ガス自動車をいう。次項第四号において同じ。）（令和二年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

イ　平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ロ　エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。